



発行 東京都

目次

告示
 ○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………一
 ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

告示(公)
 ○銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分についての公開の聴聞……………三
 ○警察署協議会委員の委嘱……………三

公告
 ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
 ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

告示

●東京都告示第千五百七十七号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十九日

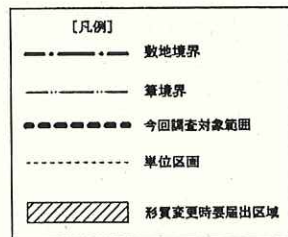
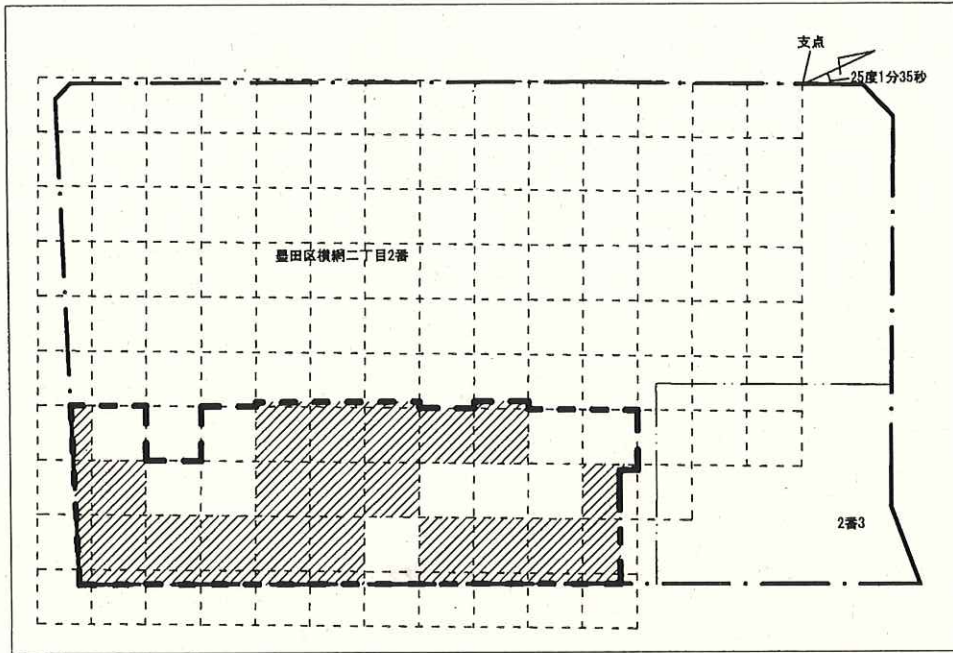
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区横網二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支店】
支店の位置は X=-33240.476, Y=-3539.876 とする。
※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(25度1分35秒)】
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びにこれらと平行して
10m間隔で引いた線により構成されている格子を、
支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百七十八号

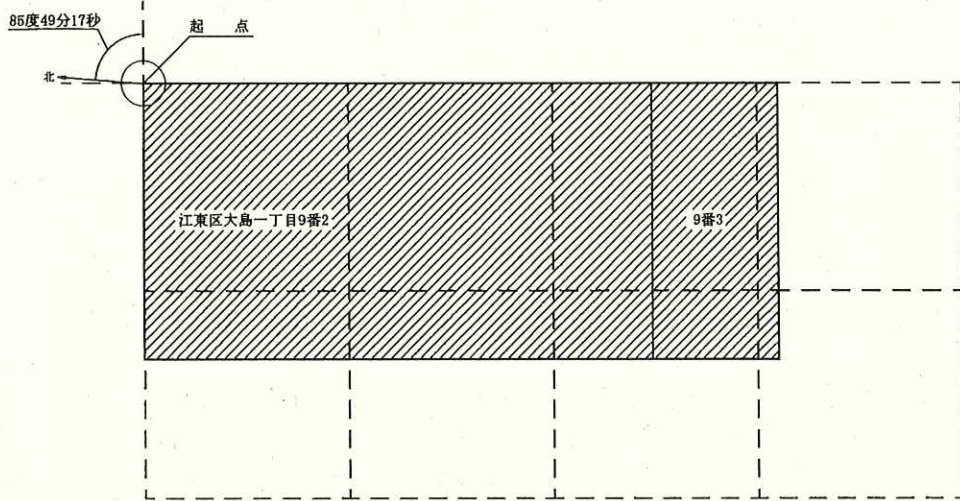
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別 図



【凡例】

- - - : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更所要届出区域

【起点】

起点は、江東区大島一丁目9番2の最北端とする。

【格子の回転角度 (85度49分17秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第389号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法 (平成5年法律第88号) 第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成30年11月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 日時

平成30年11月27日 (火曜日) 午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

町田市鶴川六丁目9番地3 4の508

喜多 義則

●東京都公安委員会告示第389号

警察法 (昭和29年法律第162号) 第53条の2第3項の規定により、平成30年11月9日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成30年11月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英